

日本電子グループ

グリーン調達基準

(第 6.0 版 2023/11/1)

日本電子株式会社

目次

1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 調達資材の化学物質管理方針	3
4. 要求事項	3
4.1. 取引先様への要求事項	3
4.2. 調達品への要求事項	4
5. 問合せ先	4
6. 改訂	4

日本電子グループは、地球環境に配慮した事業を展開し、資材調達から製品出荷、サービス、メンテナンス、および廃棄に至るまでのすべてにおいて、環境負荷低減活動に取り組んでいます。

そのために取引先様およびそのサプライチェーンにおいて、パートナーシップの構築を図ることにより、品質・コスト・納期に加え、環境負荷を考慮した資材調達が必要となります。

これらを実現するために「日本電子グループ グリーン調達基準」を定めます。

1. 目的

グリーン調達基準は、日本電子グループの製品に使用する部材に含有する化学物質について、使用禁止、および管理を必要とする化学物質を明確にします。

そして、調達する部材等に対する化学物質の調査・管理方法を定め、各国の環境関連法規の遵守と環境負荷低減を図り、取引先様と共に地球環境の改善に貢献することを目的とします。

2. 適用範囲

日本電子グループが生産・販売する製品を構成する原材料、部品、装置、半製品、消耗品、包装材、補助材料（副資材）等すべての調達品に適用します。

3. 調達資材の化学物質管理方針

- 1) 国内外の法的規制物質を「管理対象化学物質リスト（G203）」に定めます。
- 2) 「管理対象化学物質リスト」では化学物質を以下の3種類に分類し管理します（表1）。

表1：管理区分

管理区分名称	管理区分	概要
使用禁止化学物質	禁止	日本電子グループが製品への使用を禁止した化学物質。 含有している納入品は納入禁止です。
使用禁止化学物質候補	禁止候補	将来、日本電子グループが製品への使用を禁止する化学物質。 含有している納入品は、非含有化対応が必要です。
管理化学物質	管理	材料・部品等に含有している量を把握・管理する化学物質（規制される可能性がある化学物質を含む）。 納入品への含有状況の把握が必要です。

4. 要求事項

4.1. 取引先様への要求事項

持続的なグリーン調達を実現するため、取引先様には以下を要求します。

- 1) 環境マネジメントシステム（ISO14001、KES等）の第三者認証の取得（推奨）、あるいはそれに代わる仕組みの構築。
- 2) 「管理対象化学物質リスト」に掲載された化学物質について、日本電子グループへ納入する全ての調達品への含有状況の把握と管理。
- 3) 含有化学物質調査への協力。

提出していただいた回答は、日本電子グループで共有させていただきます。また、お客様から要求があった場合は、お客様に提示することがあります。

- 4) 日本電子グループが製造を委託し、製品・部品を製作いただく取引先様は、「指定化学物質 不使用保証書」（最新様式）の提出。

4.2. 調達品への要求事項

日本電子グループへの納入品について「管理対象化学物質リスト」の管理区分に応じ、以下の対応を要求します。

1) 「使用禁止化学物質」の非含有

「使用禁止化学物質」に定めた化学物質を含有していない調達品を納入してください（日本電子グループが指示した場合を除く）。

「使用禁止化学物質」の含有が判明した場合は、直ちに連絡ください。

2) 「使用禁止化学物質候補」の非含有化

「納入禁止時期」（「管理対象化学物質リスト」に記載）までは、従来通り納入してください。

その間に規制物質の含有調査を行い、含有が判明した場合は、「納入禁止時期」までに非含有化対応してください。

「納入禁止時期」までに非含有化が難しい場合には、速やかに連絡ください。

3) 「管理化学物質」の含有把握

「管理化学物質」の含有状況を把握し、要請に応じ報告してください。

4) 成分情報の報告

納入品に含有している化学物質の成分情報は、chemSHERPA 様式で報告をお願いします。「管理化学物質」を含有している場合は、漏れのないように報告してください。

成分情報を報告・提出できない場合、代わりに「指定化学物質に関する回答書 兼 非含有保証書」（最新様式）、またはメーカー発行の「非含有保証書」等を報告してください。

5) 日本電子グループからの指示以外で材料・部品の成分が変わる場合には、「4M 変更申請書」にて報告してください。

5. 問合せ先

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

日本電子株式会社 品質保証室

メールアドレス：green@jeol.co.jp

Web ページ「会社についてのお問い合わせ」<https://www.jeol.co.jp/contacts/corporate.html>

6. 改訂

今回の改定のポイント(最新の改訂内容を記載しています)

- ・化学物質管理について、使用禁止、および管理を必要とする化学物質を明確にしました。
- ・chemSHERPA 様式による成分情報の報告依頼を追加しました。

以上